

身体障害者等に対する軽自動車税の減免について

◎減免申請の手続き

- ・申請期間：納税通知書発送日～納期限日（通常は5月末日）
- ・申請先：宿毛市役所 税務課 住民税係

◎減免の対象となる車両（1人の身体障害者等について、普通自動車を含めて1台に限る。）

- ・身体または精神に障害を有する者が所有する軽自動車等（賦課期日4月1日現在において本人名義）
- ・その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

◎減免の対象となる障害の範囲

身体障害者手帳の交付を受けた方

⇒身体障害者手帳に記載されている障害の程度が次の表に該当する方

障害の区分	障害の程度	
	身体障害者等が自ら運転する場合	生計を同一にする方または常時介護する方が運転する場合
視覚障害	1級～4級	1級～4級
聴覚障害	2級・3級	2級・3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害	3級	対象になりません。
上肢不自由	1級～3級	1級・2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害	1級・3級・4級	1級・3級・4級
じん臓機能障害	1級・3級・4級	1級・3級・4級
呼吸機能障害	1級・3級・4級	1級・3級・4級
ぼうこう又は直腸機能障害	1級・3級	1級・3級
小腸機能障害	1級・3級	1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級

療育手帳の交付を受けた方

⇒療育手帳に記載されている障害の程度が「Aの1」および「Aの2」と記載されている方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

⇒精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の程度が1級で、精神通院医療の公費負担を受けている方

◎減免申請に必要な書類等

本人運転の場合	家族運転（生計を一にする）の場合
<ul style="list-style-type: none">・ 障害者手帳・ 運転免許証・ 車検証・ 納税通知書（減免申請車両分）・ 個人番号の確認が出来る書類 （個人番号通知カード、マイナンバーカード等）	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者手帳・ 運転免許証（運転者）・ 車検証（障害者名義）・ 通学、通勤、通院等の証明書・ 納税通知書（減免申請車両分）・ 納税義務者の個人番号が確認できる書類

※申請書は税務課窓口にございますので、上記のものをご持参ください。

【注意事項】

- ・ 賦課期日（4月1日）現在において、身体障害者等の程度が該当していなければなりません。
- ・ 賦課期日（4月1日）現在において、身体障害者等の名義になっていない車両については減免の対象となりません。
- ・ 身体障害者等に対する軽自動車税の減免は、身体障害者等のために使用する自動車等1台（1人の障害者等について1台）に限られています。また、普通自動車等の自動車税が減免となった年度は、軽自動車税は減免されません。

※自動車税の減免については、幡多県税事務所（0880-35-5972）にご確認ください。

- ・ 今まで減免を受けていた車両を廃車し、新しく軽自動車等を取得した場合、届出・再申請等が必要となりますのでご注意ください。届出・再申請が無かった場合、新しい軽自動車等で減免を引き継ぐことが出来ません。
- ・ 納税通知書の発送前、納期限を過ぎたあとについては申請が出来ません。

その他何かご不明な点があれば下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地

宿毛市役所 税務課 住民税係

TEL：0880-62-1111（代表）

TEL：0880-62-1238（直通）

FAX：0880-62-1271